

# 今後の路上喫煙対策について

令和6年7月22日

大阪市環境局

# 今後の路上喫煙対策について

## (1) 「大阪市喫煙所情報提供登録制度（案）」の検討

- ・ 路上喫煙の全面禁煙に向けた分煙環境の整備に加え、万博開催までに少しでも多くの喫煙可能な場所の情報を提供することで、路上喫煙の防止につなげることを目的とする制度を検討中。
- ・ 民間事業者施設等（商業施設、飲食店舗等）において喫煙可能な場所の情報を登録・提供する。
- ・ ただし、大阪市指定喫煙所とは異なり、喫煙所の利用にあたって店舗等の利用が条件になるなど、誰でも利用できるわけではない（喫茶店など）。

## (2) 条例施行にかかる広報

- ・ 区役所や地域、本市関係局や事業者との連携による広報展開を実施する。  
（鉄道車内へのポスター掲示、SNSやデジタルサイネージ、鉄道駅でのアナウンス、水道検針票の裏面活用など、さまざまな手法を駆使し、広報を積極的に展開）

## 今後の路上喫煙対策について

### (3) 禁止区域であることの表示

- ・ 道路、広場、公園等の管理者と連携し、禁止区域の啓発表示を行う。

### (4) 喫煙所の整備

- ・ 本市設置と民間事業者による設置とあわせて140か所の大阪市指定喫煙所を条例施行までに確保する。
- ・ 大阪市指定喫煙所、大阪市喫煙所情報登録提供制度で登録した喫煙可能な場所の情報を、大阪市ホームページに掲載、指導員等が啓発指導の際に情報提供するなど、広く情報提供する。

### (5) 指導員等体制の強化

- ・ 4月より体制を強化し、指導員、指導補助員あわせて59人（令和5年度17人）の体制としている。
- ・ 改正条例の施行までに100人規模まで強化を図っていく。